

第 4 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (1 0 月 3 日) (月 曜 日)

開 会	6
開 議	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 議案第 6 4 号日置地区消防組合を解散するための協議について	6
日程第 4 議案第 6 5 号日置地区消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	6
宮路市長提案理由説明	6
益満総務企画部長	6
田畑純二君	7
宮路市長	8
田畑純二君	9
池満 渉君	9
宮路市長	9
益満総務企画部長	9
池満 渉君	9
日程第 5 議案第 6 6 号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について	1 0
日程第 6 議案第 6 7 号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について	1 0
日程第 7 議案第 6 8 号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について	1 0
宮路市長提案理由説明	1 0
日程第 8 議案第 6 9 号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について	1 1
日程第 9 議案第 7 0 号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について	1 1
日程第 1 0 議案第 7 1 号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共	

団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について	1 1
宮路市長提案理由説明	1 2
閉 会	1 2

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	適 用
10月 3日	月	本 会 議	開 会

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
議案第64号	日置地区消防組合を解散するための協議について
議案第65号	日置地区消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
議案第66号	鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
議案第67号	鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
議案第68号	鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
議案第69号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更に関する協議について
議案第70号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更に関する協議について
議案第71号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更に関する協議について

第 1 号 (1 0 月 3 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第64号 日置地区消防組合を解散するための協議について
日程第 4	議案第65号 日置地区消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
日程第 5	議案第66号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
日程第 6	議案第67号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
日程第 7	議案第68号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
日程第 8	議案第69号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更に関する協議について
日程第 9	議案第70号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更に関する協議について
日程第10	議案第71号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更に関する協議について

本会議（10月3日）（月曜）

出席議員 29名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	蘆園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野嗟や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
24番	地頭所貞視君	25番	谷口正行君
26番	西峯尚平君	27番	佐藤彰矩君
28番	成田浩君	29番	鳩野哲盛君
30番	宇田栄君		

欠席議員 1名

23番 畠中實弘君

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
東市来支所長	住吉伸一君	日吉支所長	下田平輝己君
吹上支所長	坂口文男君	総務課長	池上吉治君

財政管財課長 福田 秀一 君
土木建設課長 樹 治美 君
農業委員会事務局長 大北 節雄 君

福祉課長 馬場 恵三郎 君
教育総務課長 坂上 安男 君

午後 3 時 00 分開会

△開 会

○議長（宇田 栄君）

お知らせをいたします。畠中實弘議員から、入院のため欠席届が出されておりますのでお知らせをします。

ただいまから、平成 17 年第 4 回日置市議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定によって、並松安文君、田代吉勝君を指名します。

△日程第 2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りと決定しました。

△日程第 3 議案第 6 4 号日置地区消防組合を解散するための協議について

△日程第 4 議案第 6 5 号日置地区消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第 3、議案第 6 4 号日置地区消防組合

を解散するための協議について、及び日程第 4、議案第 6 5 号日置地区消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、2 件を一括議題とします。

お諮りします。この 2 件については関連がありますので、質疑、討論、採決は一括して行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。2 件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第 6 4 号は日置地区消防組合を解散するための協議について、議案第 6 5 号は日置地区消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてであります。

まず、議案第 6 4 号は、平成 17 年 10 月 11 日の日置郡市来町の廃置分合により、日置地区消防組合を解散することに伴い、地方自治法第 290 条の規定により協議したいので提案するものであります。

次に、議案第 6 5 号は、日置地区消防組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第 289 条の規定により協議をしたいので提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第 6 4 号、議案第 6 5 号の日置地区消防組合を解散することについて、並びに解散に伴う財産処分について市来町と協議が整い、本日、日置地区消防組合臨時会で決定されましたので、これを受けてご提案申し上げるものでございます。

それでは、第 6 4、第 6 5 号ということで、6 5 号の財産処分の別紙について、ご説明を

申し上げます。

別紙をお開きいただきたいと思います。

財産処分に関する協議書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、日置地区消防組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定めるものでございます。

財産処分の算出基礎につきましては、昭和57年度から平成16年度までの負担金の割合で算出し、財産処分は次のとおりとするものでございます。

1、市来町に帰属する財産は、北部分遣所とするということで、北部分遣所分でございます。ただし、救急車を除くとするものでございます。

2といたしまして、上記以外の財産は、日置市に帰属する。

3番目、市来町は、負担金割合で算出した額との差額を考慮し、一金1,800万円を日置市に支払うものとするというものでございまして、先ほど日置地区消防組合の方から、消防組合の資料ということで三枚つづりの資料をお渡ししたと思いますが、この一番上の資料にいけますと、昭和57年度消防組合が発足して、昨年の16年度までの負担金の割合が出ておりまして、これを市来町の負担金割合ということで13.98%が市来町の負担割合でございます。それと、日置市につきましては、残りの86.02%ということでございまして、この割合で財産の割合を計算いたしますと、市来町の分が、2枚目でございますが、9,392万6,447円ということになります。

ちなみに、帳簿価額の日置市の財産の総額と申しますのは、右の一番下に書いてございまして、6億7,186万3,609円でございます。

次のページでございますが、これまで北部の分遣所ということで財産を持っておりまして、これの帳簿価額ということでここに示

してございます。宅地が3,160.00平方メートルで、価額が取得のときの価額でございまして5,664万6,972円、建物といたしまして庁舎が288平米、3,797万2,800円、庁舎を増築しておりまして162.32平方メートル分が3,371万7,600円、訓練棟をまた後日増築しておりますので、これが50平米、777万2,414円でございます。

それから、車両といたしまして、帳簿価額にないのがタンク車と小型ポンプ積載車でございます。残存しております救急車の価額といたしまして275万6,790円ということでございまして、帳簿上での北部分遣所の全財産が1億3,886万6,576円ということでございます。

ということでございまして、先日、全協のときにも市長の方から説明がございましたとおり、財産割合の9,392万6,447円と北部分遣所の帳簿価額の1億3,886万6,000円の差額が約4,500万円ということでございまして、先方との交渉の結果、1,800万円の差額を日置市に市来町が負担していただくということで決着を見ておりましたので説明を申し上げるものでございましたので、1番から北部分遣所の財産につきましては、救急車を除いて北部分遣所については市来町に帰属すると、それからそのほかのすべての財産については日置市に帰属すると、これ1番と2番の差額について、一金1,800万円を日置市に払うということで決着を見ましたのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（田畑純二君）

市長に方にお伺いいたします。

先般、全員協議会でも説明があったんですけども、この交渉がまとまるまで約2カ月かかり、定例議会にも間に合わないぐらいぎりぎりまでこの交渉をされて、市長、助役ともこの交渉のまとめには非常に苦労されてきたわけですが、この交渉が難航したもめた原因をどのように分析されて、それを今度隣市となるいちき串木野市との友好関係維持、それから今後の日置市の行政運営していく上での、特に消防行政をしていく上でソフト面、それからハード面にどのようにされていくつもりであるか、この交渉ごとの総括とともに、これに対する現在の市長の心境をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

先般の全協でも、若干このことにお話を申したというふうに思っております。特に、この2カ月間の中におきます交渉、まあ大変いろいろと私ども日置市と市来町との争点の相違がございました。それも全協の中でも申し上げましたとおり、私ども日置市としては、旧松元・郡山町が脱会していくその方式の中で算定すればいいというふうに考えておりましたけど、基本的に市来町の方は、この全財産の持ち分、今結果的にはこのそれぞれの持ち分の負担、これに最終的に落ち着きましたけど、私どもはそのように、前ありましたことを前例にとってやったということでした。

そのようなことで、大変その差額というのが大変大きな差額でございましたので、埋め合わせが大変難しかったというふうに思っております。

まあ私どもも申し上げましたとおり、この最終的に、この持ち分の負担ということにつきましては、先般も申し上げましたとおり、弁護士等にも相談した結果、やはりこのことが一番ベターじゃないかと。前のことにつきましては、前例ということであると、基本的

にはそれぞれの出した割合が一番ベターの中で財産処分をしたらいいというそういう一つの指導もいただきましたので、最終的にこの負担率の中で財産を処分するということになりました。

そういう中におきまして、最終的にこの差額の分担と申しますか、金額の中で若干折り合わなかった部分がありましたので、当初私どもは全額、金額という形も持っておりましたけれども、向こうとしてもそれぞれ金銭的な大変負担であるという形の中で、ここにございます救急車の評価、これにちょっと書いてございませぬけど、全協でも話を申し上げましたように、指令台、このことについては、きちっとこちらの方にお渡しするという話がつきました。

今後、この消防におきます、いちき串木野市を含めた中で今後大変きまざるんじやないかなということも懸念されているご質問と思っておりますけど、これはこれとして、また新しい日置地区の構築の中におきましては、それぞれまちづくりにおきまして、また協働していかなければならない部分もございませぬ。特に、いちき串木野市におきましては、衛生処理組合につきましても一つでございませぬし、また広域的な行政も残っておりますので、私どももやはり努力をしながらやっていかなきゃならないというふうに思っております。

また、今後の消防活動でございませぬけど、それぞれの今東市来役所の方の改築を含め、ハード的なもの、またそれぞれの人的なソフト的な分、こういうものにつきまして、また署員と一緒に整備をし、特に基本的には東市来地域におきます救急を含めたこういう生命財産、一時も時間を許すことができませんので、やはり早急な対策ということで今進めているところでございませぬ。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。

○13番（田畑純二君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

次、ほかに質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

ただいまありましたように、大変もめにもめたということではありますが、これから日置市の一般会計の中に消防関係の予算が入り、いろいろと始まるわけでありませけれども、現場の消防署の方では、かねての業務を遂行するために、さまざまな契約関係とかいろいろな仕事が日々待たずにやっぱりあるわけですが、ここまで来た以上ですが、人件費等いろいろ専決が今後予定されますけれども、業務のやり方、すべり込みセーフといけるんでしょうか。いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今後の運営ということで、10月10日までは今の北部分遣所の方でそれぞれ市来町の方も業務を北部分遣所で遂行するという事です。

人の問題につきまして3名、もういちき串木野市に行くということで、これは9月30日の中で一応人的には向こうの方に整理をさせていただいておるところでございます。

特に、今後の運営ということではございまして、特に今後、さきも申し上げましたとおり、東市来町旧舎の中でやっていかなきゃならないということございまして、仮眠室を含めた中の改築が終わるまで若干今設計を入っているところございまして、3カ月程度なのかちょっと若干そこあたりはわかりませんけど、その間宿直室を使いながら、また車両等につきましては救急車はそのままございまして、また、消防におきましても本署にございましてポンプ車も向こうの方に持って行きます。

そのような中で、体制的に10名ぐらいの

人員体制という形の中でやっていくというふうに考えておりますので、若干は施設のなところも不自由をいたしますけど、それぞれに住民からご要望がございまして救急にしても迅速にできるようやっていきたいと思っております。

○総務企画部長（益満昭人君）

先ほどのちょっと補足説明のところ漏らしたところがございますので、今関連がございまして、補足させていただきます。

日置地区消防組合の解散に伴います日置市の条例、規則及び補正予算等につきましては、専決処分処理をさせていただきたいと思っております。

それと、先ほど市長の方で申しましたとおり、東市来支所を改造する分がございまして、それにつきましては現在見積もり中でございますので、それが決まりましたら、補正予算という形で出させていただきます。

それとあわせて、先ほど申しましたとおり、必要最小限度10月11日に発足いたします消防組合等の予算については、専決処分させていただいて、それとあわせて説明をさせていただくということになりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。池満君。

○16番（池満 渉君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号及び議案第65号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号及び議案第65号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第64号及び議案第65号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号及び議案第65号については原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第66号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

△日程第6 議案第67号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

△日程第7 議案第68号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第5、議案第66号鹿児島県市町村職

員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、日程第6、議案第67号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、日程第7、議案第68号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、以上3件を一括議題とします。

お諮りします。この3件については、当局から説明を受けた後一括して質疑、討論、採決を行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。それでは、3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第66号、67号、68号は、鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてであります。

まず、議案第66号では、平成17年10月11日の廃置分合により、鹿児島県市町村職員退職手当組合から日置郡市来町及び日置地区消防組合を脱退させ、いちき串木野市を加入させるために、次に議案第67号では、平成17年11月7日の廃置分合により、同組合から始良郡溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町を脱退させ、霧島市を加入させ、また、川辺郡笠沙町、大浦町、坊津町及び日置郡金峰町を脱退させ、南さつま市を加入させ、また、牧園・横川町衛生管理組合を脱退させるために、次に、議案第68号では、平成18年1月1日の廃置分合

により、同組合から曾於郡輝北町、肝属郡串良町及び始良町を脱退させ、鹿屋市を加入させ、また揖宿郡山川町及び開門町を脱退させ、指宿市を加入させ、また、曾於郡松山町、志布志町、有明町を脱退させ、志布志市を加入させ、また、鹿屋串良水道企業団体を脱退させることに伴い、鹿児島県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により協議したので提案するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第66号から議案第68号までの3件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号から議案第68号までの3件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第66号から議案第68号までの3件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号から議案第68号までの3件について

は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第69号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

△日程第9 議案第70号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

△日程第10 議案第71号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第8、議案第69号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、日程第9、議案第70号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、日程第10、議案第71号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、以上3件を一括議題とします。

お諮りします。この3件については、当局から説明を受けた後一括して質疑、討論、採決を行うことにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。それでは、3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第69号、70号、71号は、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議についてであります。

まず、議案第69号では、平成17年10月11日の廃置分合により鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合から日置郡市来町を脱退させて、いちき串木野市を加入させ、また、日置地区消防組合及び日置広域連合を脱退させ、また、「串木野市・市来町・日置市衛生処理組合」の名称を「いちき串木野市・日置市衛生処理組合」に変更するために、次に、議案第70号では、平成17年11月7日の廃置分合により、同組合から始良郡溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町を脱退させ、霧島市を加入させ、また、川辺郡笠沙町、大浦町、坊津町及び日置郡金峰町を脱退させて、南さつま市を加入させ、また、北部地区衛生管理組合及び牧園・横川町衛生管理組合及び薩南火葬場組合を脱退させるために、次に、議案第71号では、平成18年1月1日の廃置分合により、同組合から曾於郡輝北町、肝属郡串良町及び始良町を脱退させ、鹿屋市を加入させ、また、揖宿郡山川町及び開聞町を脱退させ、指宿市を加入させ、また、曾於郡松山町、志布志町、有明町を脱退させ、志布志市を加入させ、また、鹿屋串良水道企業団を脱退さ

せることに伴い、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により協議したいので提案するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第69号から議案第71号までの3件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号から議案第71号までの3件については委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第69号から議案第71号までの3件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号から議案第71号までの3件については原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで閉会します。

午後 3 時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会議員 並松安文

日置市議会議員 田代吉勝